

第4回にしはりま循環型社会拠点施設
環境保全委員会会議概要録

1. 開会日時 平成23年3月30日(水曜日)午後1時45分
2. 閉会日時 平成23年3月30日(水曜日)午後4時07分
3. 場 所 播磨科学公園都市まちづくり事務所2号館大会議室
4. 出席委員(10人)
 - 学識経験者(1号委員)
野邑 奉弘(委員長) 山村 充(副委員長)
 - 周辺地域住民代表(2号委員)
花井 義信 藤東 義澄 土井 準
 - 組合圏域住民代表
井柳 喜美子 山本 高則 河井 正人 坂口 榮
 - 関係行政職員等
秋山 和裕
5. 出席事務局職員
にしはりま環境事業組合事務局長 谷口 茂博
同次長 舟引 新
同次長 古林 義博
局長補佐兼建設3係長 松本 賢一
総務係長 下多 謙一
企画調整係長 菅野 達哉
6. 構成市町村担当課長
姫路市市民生活局美化部リサイクル推進課長 松本 好正
たつの市市民生活部環境課副主幹 喜多村 玲
宍粟市市民生活部次長 下村 定
上郡町住民課長 東末 守史
佐用町住民課長 谷口 行雄
7. 生活環境影響調査委託業者
株式会社日建技術コンサルタント 岩崎 哲也 河野 孔輔
8. 工事請負業者
日立造船株式会社 小林 正紀 辻 興志
9. 委員会次第
 - 1 開会
 - 2 委員長あいさつ
 - 3 報告・協議事項
 - (1) 主要経緯について

- (2) 平成 2 2 年度事後監視調査結果について
- (3) 熱回収施設・リサイクル施設建設工事について
- (4) 熱回収施設・リサイクル施設建設工事元方安全衛生管理について
- 4 その他
 - (1) 災害復旧工事について
- 5 閉会

閉会

事務局 現地視察に続きまして、ただいまから環境保全委員会を始めさせていただきたいと思います。各委員さんには年度末非常にお忙しい中、当委員会に出席いただきましてありがとうございます。

それでは早速でございますけども、お手元の次第によりまして進めさせていただきたいと思います。委員長挨拶という事で、野邑委員長挨拶をお願いします。

委員長あいさつ

委員長 ご苦労様でございます。みなさんが大変なことだと分かっていると思いますけど、東北の大震災というのは未曾有の危機だと思います。昨日も東京から来た人とたまたま話していたのですが、「関東と関西がゆくゆく分かれるのではないのか」というようなことを言っておられました。要するに、福島原発の影響がどこまで広がるかによって、そのような状態が本当に訪れるのではないかと、というような心配も今出てきています。ですから今まで東京一極集中で、本社は全部東京に移っていた、そして今慌てて大阪に本社を移しているというような状態も今おこっているということですから。そういう流れの中でやはり、安全というのがここまで問題になったのは日本では始めてではないか。

安全で安心して福島原発も絶対大丈夫だ、というパンフレットがあったのですが「必ず」というのはありえなかった。というようなことで、日本だけではなく世界の原発の問題になったしまった。

原発の影響が小さくないと思いますけど、やはり焼却場もそのような問題を起こしてはならないものですから、この保全委員会の方で、何か事が少しでもあれば謙虚な姿勢でやるのが良いのではないかと、というように今回私は感じております。

本当に、大事にこのせっかくの施設を育てて行くということも含めて、委員の方々のご協力を得て保全委員会をきっちり動かしていきたいと私は思います。

少し長い挨拶でしたけれども、今後ともよろしくをお願いします。

事務局 ありがとうございました。

委員長 それでは次は事務局ですね。

事務局 事務局から本日出席の新しい環境保全委員及び業者の方を紹介（割愛）
それでは野邑委員長の方で会議進行をよろしくをお願いします。

(1) 主要経緯について

委員長 それでは、報告協議事項にしたがって委員会を進めさせていただきたいと思います。

まず主要経緯について、資料 1 で事務局の方でご説明をお願いします。

事務局 それではお手元の資料で最初の資料 1 をご覧いただきたいと思います。裏表になっておりま

して、昨年3月から今年3月までの主要経緯ということで、説明させていただきたいと思います。

まず3月17日に、第3回環境保全委員会を開催しております。

同日、光都21自治会から「環境保全協定書の遵守に関する質問状」を受けまして、この件につきましては、4月14日に回答書を送り、その後7月25日に説明会をさせていただいています。

3月19日の工事の入札をいたしました。先ほど紹介ありました日立造船さんの方で落札ということで、3月30日に臨時議会を開いていただきまして、工事の請負契約の承認をいただきまして、翌日3月31日に契約の締結をしております。

その後、事務局と業者なりコンサルの方で基本設計や詳細設計をそれぞれ進めてまいりました。

4月21日に周辺地域の連絡協議会を開催しております。

5月24日に建設期間中における水質調査ということで、第1回目の水質調査を行いました。

水質調査の方は、9月28日が第2回目、12月13日が第3回目、2月9日が第4回目ということで実施しております。

6月25日には、植物の生育状況の確認をいたしました。

それと設計の方の協議を進めておりまして、12月6日に建築確認申請書の提出をさせていただきまして、1月19日付けで建築確認許可をいただいております、工事の準備に取り掛かりました。

2月2日に組合議会を開催させていただきまして、経過なり今後の予定を報告させていただきました。

2月4日に周辺地域連絡協議会を開催し、それぞれ周辺の自治会の方へ説明会をさせて頂くということで、翌日の2月5日から説明会に回らせて頂きました。

2月5日は光都21自治会、11日に久保自治会、12日に西大畑自治会、13日に弦谷自治会・三原自治会、14日が三ツ尾自治会、15日に鞍居地区連合自治会、20日に東大畑自治会ということで、それぞれ周辺の自治会8ヶ所に工事の説明会ということで組合と日立造船で回らせていただきました。

そして、工事に先立ちまして、2月19日に起工式と安全祈願祭を執り行いまして、3月から工事に着手いたしました。

3月10日に騒音と振動の調査をいたしました。12日には発破作業がございましたので、発破作業時の騒音と振動の調査をしております。

簡単ですけど、一年間の経過ということで報告させていただきました。

(2) 平成22年度事後監視調査結果について

委員長 どうもありがとうございました。この経緯について何かご質問ございますか。無いようでしたら次の項目に進めさせていただきます。

それでは、2番目なのですが、平成22年度事後監視調査結果についてお願いします。

事務局 お手元の資料ナンバー2をご覧ください。「工事中の事後監視調査計画」の表を付けております。今年度は赤字で記載しております内容について、調査を実施しております。

騒音・振動につきましては建設機械の稼働時、水質汚濁では、降雨時の濁水についての調査でございます。また、植物は、移植後の生育状況を確認しております。

それでは、次につけております調査結果報告書に沿って、順にご説明いたします。

まず、「今年度の工事最盛期における騒音・振動調査」でございます。

今年度は、造成工事が終了し、施設の建設に係る設計協議が主でありましたので、工事については、今年の3月から現場着手しております。

今回建設工事のうち、岩盤部の掘削に係る発破準備工事及び発破作業を対象として、3月10日の午前8時から午後5時まで調査を実施しました。

当日の工事は、クローラドリルによる発破のための穿孔作業を主に実施し、夕方4時半に発破作業を行っております。

調査地点は、1ページ目の図1-1に示しましたとおり、工事敷地境界としまして、進入道路に近い敷地境界と三ツ尾方面、及び久保方面の3地点、また周辺の集落として、三原地区と三ツ尾地区の2地点としております。

調査結果ですが、報告書の2ページ目をご覧ください。まず、騒音に係る調査結果についてでございます。

調査結果の一覧については、表1-1に示しているとおりでございます。併せて、3ページ、4ページに調査結果を図で示しておりますので、参考をご覧ください。

まず結果の方なのですが、「工事敷地境界」の3地点では、生活環境影響調査書で予測しておりました予測値より低い値でございました。

周辺集落の調査地点とした三ツ尾地区では、時間帯によって、予測値を超える時間帯がありましたが、工事敷地境界での調査結果が予測値より低いことを踏まえますと、集落周辺での別の要因、主に町道を走行する車輛やチャイム等による影響により、予測値よりも大きな値となったものと考えております。

続きまして、振動についてですが5ページをご覧ください。

調査結果の一覧を、表1-2に示しております。振動につきましては、いずれの地点におきましても、予測値よりも非常に低い値でした。

続きまして、6ページをご覧ください。

発破作業実施に係る騒音・振動調査でございます。今回の工事では岩盤部、主として熱回収施設のごみピット部の掘削について、発破による作業を実施しています。

これにつきましては、生活環境影響調査書の中で「発破作業が必要になった場合には、その方法について、周辺への影響を十分考慮して実施すること」としております。

発破の方法につきましては、周辺への影響をできる限り小さくできる方法を採用して実施しておりますが、周辺への影響については、騒音と振動の調査を実施することで確認いたしました。

調査実施日は、発破作業を行った3月12日の15:55~16:00の時間帯、発破の実施位置は、熱回収施設部で行っております。

調査地点としましては、図2-1に示しているとおり、敷地境界としまして、三ツ尾方面と久保方面の2地点、周辺集落としまして三ツ尾地区で調査を実施しました。

騒音・振動に係る調査結果を7ページ、それと8ページの図2-2と9ページの図2-3に示しております。

まず、騒音についてですが、敷地境界となる久保方面の地点で、最大の61dBを示しました。三ツ尾

方面の敷地境界では、57 dB程度でした。また、周辺集落である三ツ尾地区では、42 dB程度で発破の前後で特に騒音レベルの変化はありませんでした。

次に振動についてですが、発破に伴う影響が現れたのは、敷地境界の地点である三ツ尾方面地点であり、最大 68 dBを示しました。その他の調査地点である敷地境界の久保方面地点につきましても、66 dB程度の振動レベルでした。また、今回の発破作業に最も近接する集落の三ツ尾地区では 33 dB程度であり、発破の前後において振動の変化はありませんでした。以上のように、発破に伴う周辺地域への影響はほとんどなかったものと考えております。

次に 10 ページをご覧ください。

降雨時の水質汚濁調査についてですが、調査時期としまして概ね、3 ヶ月に 1 回程度の頻度で調査しております。今年度は 5 月 24 日、9 月 28 日、12 月 13 日、2 月 9 日に実施しております。

調査地点は、図 4 - 1 に示しております地点でございます。

NO.1 地点が、施設の建設地に設けております調整池の出口、NO.2 地点が、その下流となる八町川の流末地点、NO.3 地点が、鞍居川の流入部、そして NO.4 地点が、国光自治会の上流地点として、調査を行いました。

次の 11 ページに調査結果を示しています。

調査の結果、環境保全目標値を超える地点はありませんでしたが、5 月 24 日に、NO.4 地点において、SS の値が予測値を超えていますが、NO.4 地点の上流にあたる NO.2 及び NO.3 地点では、予測値を下回る値であることから、本事業の影響を受けたものではないものと考えられます。

その他の調査においては、予測値を下回る状況でありました。

続きまして、12 ページをご覧ください。

植物の状況調査についてですが、平成 20 年度に移植しました植物の生育状況について、6 月 25 日にモニタリングを実施しております。表 6 - 1 の現況写真とおり、エビネやナツアサドリが健全に活着していることを確認しています。

次のページからは、各調査項目の調査状況の写真を添付しております。

以上で今年度実施しました事後監視調査の報告を終わらせていただきます。

委員長 どうもありがとうございました。調査結果について何かご質問等ありますでしょうか。

委員 このような調査の時には現地の住民が勿論一緒に立ち会っているということで間違いないのでしょうか？

事務局 全てではないですけど、騒音振動に関しましては写真に示しているとおり三ツ尾の自治会長さんに立会いをお願いしております。

委員 水質や他の調査には？

事務局 それについては事務局の職員が立会いをしております。

委員 自治会や地元の住民に、「そういう事をするから出来たら立ち会ってください」と言うような事は言わないのですか？

事務局 水質に関しては事務局の方だけで確認をして、騒音振動に関しましては自治会にお知らせをして、お願いして来てもらっています。

委員 普通言っていた方がいいのではないのですか？勿論ご都合があって、お互い調整がつか

ないかもしれないけど、たった1回の調査ではないわけですし、水質やいろいろな項目が大事になると思うので。必ず声をかけて欲しいのですけどね？

住民が関心を持って、住民と直接係わるものは大きいから、毎回毎回立会いが出来るかどうか分からないにしても、必ず声だけはかけていただきたいと思います。

事務局（ 挙手 ）

委員長 はい、どうぞ。

事務局 その件ですが、水質調査につきましては、天気の関係がございまして、事務局と違いやはり調査しているコンサルが遠方ですから、当然雨の状況が分からないわけです。どうしても雨の状況なり、前日の雨の状態等を見ながら「調査に来てほしい」と事務局から急に連絡して、調査をしていますので時間が確定できません。その状況で住民の方に連絡するのは、時間的にも調整が難しいというふう考えるわけです。

しかし、委員さんが急でも立ち会っていただけるのなら連絡をさせていただきます。なお、水の採取時間、流速以外の主な調査項目は、持ち帰って検査しますので現場では検査数値は出ません。委員さんにもお勤めの方がいらっしゃいます、都合が悪ければ、自治会の役員さんをお願いすることになりますし、立ち会ってもらっただけの意義が無いように思いますので、事務局の立会いで調査をしてはどうかと思うだけです、その点だけ御承知おき願いたいと思います。

ただ、騒音・振動などの調査につきましては、工事の状況等を把握しながら前もって予定が立ちますのでコンサルと日程調整をして、地元の委員さんに立会いをお願いしているところです。

委員 関係の無い人がそれで良いと言うならば私は良いと思いますけど。やっぱり事務局やコンサルじゃなくて地元が一番大事というのが、初めのスタートではないかなと思います。

委員 うちも立ち会いますよ。

委員 それでちょっとよく分からなかったのですけれど、天気が悪かったらやらないという意味ですか？

事務局 違います。

委員 どういうことですか？

事務局 雨の降っている状況によって、しばしば雨程度ではしません。雨の降った状況（川の増水）によりまして、当日、降っていなくても前日の夜半によく降っていると確認したら、コンサルに至急連絡するわけです。

委員 わかりました、委員さんが立ち会うと言っているのですから連絡したらいいじゃないですか？

事務局 わかりました。

委員 自治会はね、結局住民の代表ということで、自治会長が都合悪くてもほかの役員さんが、出ることも可能だから、そんなに堅苦しく考えなくても良いと思います。できるだけ住民が立ち会うべきだと思います。もし本当に環境を保全しようと思えば、それが基本的な問題だと思いますよ。でなければ、私たちが環境保全委員として地元からでてくる意味が無いですよ。

どっちでも良いならばね、事務局にお任せだったらここに座っている必要ないですよ。ちょっと言い方が悪いかもしれないですが・・・

委員長 事務局の方も、いつも自治会にお願いするのは気が引けるという気持ちも良く分かりますし、そうすると、必ず決まった人しか出来ない。そうするといつもその人に迷惑がかかってしまうというような事もあるでしょうし、それは良く分かるのですが、信頼関係の問題ですから。どうしても連絡が出来なければ、後からでも連絡するとか、そういう信頼関係を繋いで行くということを大事にしていたら良いのではないかと私は思うのですが。いかがですか？

委員 これからの環境保全のあり方の問題だと思うのですが、出来るだけ地元の住民、自治会は住民の代表で来てくださいというふうになっているわけですが、出来るだけ地元の住民が立ち会うというのが一番大事じゃないかと私は思います。

それから、工事に取り掛かって稼働まであと丸2年ですから、先ほど委員長が言われたように、何があっても大丈夫というように細かいところからしていかないと、一番基本的な所が欠けてしまえば、信頼関係が長いだけに積み重ねもあるし、ある程度自分の役割というものがあると思うのですね。

信頼は勿論、会社ならばみんな一流企業の方たちですし、先生も立派な先生たちですし、私たちも地元の住民であり、義務というものがあるのですが、そのなかでお互いしなければいけない、保全委員会としてしなければいけないこともあるし、保全委員として地元の住民としての立場もあると思うのですがね、基本的なものをお互いしなければいけない、それは現地に立ち会うということだとか、それは、水のことだとかもあると思います。

あそこの山の上に建設するということはどういった意味を持つか考えなければいけないのです。

これは後で言おうと思っていたのですが、先ほど言われた福島原発だけでも、なぜあのような事故になったのでしょうか、ならばここはどういう風になるか。原発とはまったく話が違うけども、私はあの事故を見ながら、あそこは原発で、ここは同じような溶融炉ですよ。温度は全然こちらの方が高いぐらいですけど、危険性の問題では勿論まったく比べ物にならないし、距離的な問題も違うと思いますが、お互いに自分の仕事をしなければならぬ、すいません長くなりました。

委員長 要するに信頼関係を繋ごうということで間違いないので、事務局の方も努力していただきたいと思います。

事務局 はい

委員長 ということで、自治会の方々も言われたら積極的に参加するとおられておるわけですから、それと今回、溶融炉ではなく、ストーカ式になっており、溶融温度はそんなに高くないのですけど。

委員 でも800 と今の核溶融炉は100 で爆発するとかしないとか言っているじゃないですか？

委員長 それを言い出すとややこしい話になりますけど、100 とありますけど、あれは核反応が起こるとというのが300 から400 のレベルという話です。

委員 でもこちらは800 ですからね。

委員長 800 というのはダイオキシンを処理するための温度帯というのがあつたりしますから・・・。

炉の話をしだしたらきりが無いので、温度だけではちょっと測れないのですけど、温度が高いという怖さみたいなものが一般にはありますので、それはそれで委員会の方も良く分かってやってくるので。怖くないというならば、ちゃんと怖くないと説明すれば良いと思います。

そうゆうことで、今、日本中がそうゆう状態になっておりますので、事務局の方もやはり気持ちを引き締めていただいて、こまめに節電をさせていただくというようにしていただいたらありがたいと、

委員長としてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それで良いですか？

委員 はい。

委員長 ほかに何かありますか？

委員 はい。

委員長 どうぞ

委員 水質調査の 5 月 24 日の NO.3 . 4 地点の所ですけど、上流部では国光自治会上流部の所で 43 という数字で高くなっているということですが、これは鞍居川流入部から下流の間でよそから何か入ってきたということでしょうか？それと SS とはなにですか？

事務局 SS の説明、日建さんしてくれる。

日建 はい、日建技術コンサルタントの と申します。

SS というのは、水の中に混ざっている濁りの原因と言うのですかね。粒子というか、要はろ過して重さを量るという分析の方法です。

委員 はい、この工事が始まって進入路が出来ましてから、鞍居川に夕立なんか降った時に、鞍居川、国光方面に濁り水がドッと出てきます。この SS だと思いますが。これは上流の方では大丈夫だったけど、下流 NO.4 の地点でグッと高くなったということで、現場をずっと奥の方まで見に行った事があります。だいぶ上流から濁り水が出てきていましたけど・・・。

それは、また別の日だったと言うことですかね？

だから何回かクレームを出したのですが、鞍居川の上流で赤水が最近ドッと出てきていますけどね。

事務局 敷地造成工事はですね、一昨年 21 年度で終わっているわけです。それで、22 年度については、本年 3 月に初めて工事に掛かったような状況です。

ただ、進入道路等を作ったから濁水がよく出るようになったというような話が出ましたが、確かに 22 年度当初は若干そのような事があったかもしれませんが、今ではある程度造成地も安定してきています。ですから今、濁水が出ているのは兵庫県が行っている、枇杷ノ谷残土処分地整備事業に伴う影響と思います。この件については、後ほど説明させていただきます。

委員 聞いています。

事務局 昨年の 11 月頃入札があり、1 月末頃から調整池の堰堤の掘削を行っています。事務局もそこから濁水が出ているのを確認しております。

ただ、一昨年 5 月の時点では確かにその工事は行っていませんので別の要因があると思われます。以前にも、濁水が鞍居の上流から出たことがあり、そのときは旧三日月町の大鳴と呼ばれる谷がございいますが、その大鳴川沿いを上流から鞍居川の合流まで歩いて原因を調べました。そのときは一部山裾で土砂崩れがありそれが原因と判断しております。やはりこちらの工事に関係ない所から、一部そういった濁水の影響が出ている所もあるわけです。ですから、今日の時点で原因がうちの工事か、ほかの原因で濁水が発生していたのか、今ここで確定できませんが、一般的には下流より、上流部は SS の値が高くないわけですから、他の原因があるのではないのかと思います。

委員 原因は他だということですね？

事務局 私はそう感じています。

委員 そしたら、今言われました立会いの件ですけど、やっぱり大雨の翌日とか午前中に夕立がドツと出て今日は調査に行ける、となった時に連絡があったら、上流の方で一回立ち会ってみたいと思います。下流は見たら分かりますからね、だから上流で入口の所でやるよと連絡を貰ったら行きますから。一回立ち会わせてください。

事務局 はい。

委員 今の話ですけど、11 ページのこの備考欄の意味なのですけど、前日 5 月 23 日は一日を通して 67mm の降雨を記録とありますけど、その次に日降雨量が 24mm/日とあるのですけど、24 と 67 の違いを教えていただきたいのですけど？

日というのは 24 日の事なのですか？

日建 そうです。

委員 24mm というのが 24 日当日の雨ですね。そして天候が曇りですか？

日建 要は観測に行って、後で写真もあるのですけども、その時は曇っていたということです。

それで气象台、こちらでしたらアメダスですかね、佐用の記録がこのようなデータです。

委員 それでしたら、それまで雨が降って採水地点は曇っていた、つまり雨が止んでいたということですか？

日建 はいそうです。

委員 そうすると、天候は曇りになっていますけども、採水したときは雨が降った後の水がドツと流れてきており、流量も 1 秒あたり 2.1 m^3 と非常に多かったと、それで濁っていたということですね。

日建 はいそうです。

委員 そうすると、天候のところは「雨 曇り」などとか分かりやすくしていただいたほうが良く分かると思うのですけど？曇りだったら雨が降ってないように見えるので。

日建 はい、わかりました。

委員長 何か他にありますか？事務局も良いですか？

事務局 それについては、今後の報告書はそのようにさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

このデータをどう見るかですけど、今日の段階では、このデータは出口のデータと他の川との関連をとりあえず出して、それと相関がないという話だけですかね。

それで、よその川がなぜ濁ったのだから、PH がどう違うのか、という話は少し観点が違うので、ここでは討論しないでおくという事にしたいのですけどね。

副委員長 調査地点 NO.4 は他の地点 NO.1.2.3 と離れていますし、かなり別の要因があるかと思うのですけど、ここではちょっと発生源がこの施設とはちょっと考え辛い、それよりも下流に原因があるとしたか考えられない。

委員長 そうですね。

委員 事務局は他が原因だという思いなのですか？

事務局 そういう思いです。確定は出来ませんけど。

委員 他で調べてみます。

委員長 こういうデータを扱うのは非常に難しい、以前も別の所である調査をして、焼却場の件で、

洗浄水が川に流れた、そしてダイオキシンが出たというようなことがありました。その周り全部測ったんですよ、そうすると出口のダイオキシンよりも、周りの土地のダイオキシンの方がべらぼうに高かったんですよ。それは農薬を使ったりしていますから、残留して残っている。

だから、出口のダイオキシンの分布とこちらの分布が全然違う、ということは相関がまったくない、とそこではなったのですけど。平均値としてはダイオキシンが高い、と言うような事がありまして。ですからこのような場合にそこまでやると、多分いろんな問題が横から入ってくるのに、それが洗い出されていく、良い悪いは別にして、それを地域が担うならば別個でやるというようなことになって行くことが起こるので、なかなか難しい問題になる。この委員会としては、とりあえず出口と相関が有るかどうかを大事にして、そこからスタートしようと言うように思っているのですけどね。

委員 私も過去いろいろな採水はやったことがあるのですけども、たとえば工事現場の濁水、茶色い水がドッと流れてきているような状況に遭遇したことがあるのですけど。この数字、たとえば透視度が19というのは、19cm先の黒い十字が見えますよ、というような数字です。そうすると感覚的には他と比べるとこの値が大きいように見えますけど、実はそれほどたいした数値ではないかな、という気もするのです。やはりそういうことがありますので住民の方に立ち会っていただいて、その時いったいどんな水だったか。とゆうようことを写真で記録しておくことも大事ですけども。よく見ていただいて、これは普通の雨の後の水ですね、というのか。あるいは、汚れていますね、何か変な水が出ているのではないですか？ということですね。実際見て判断した感覚とこの数値等を見て、よく照らし合わせる事が大事じゃないかなと思います。多分この数値はそれほど汚いという数字では無いと思います。雨の状況としては、前日・当日に雨が降った後には比較的マシな方かなと思いますけど、実際見れば一目瞭然の話なので、やっぱり住民の方に立ち会っていただく、というのはそういう面でも、ご理解いただくという点でも、数字を理解すると言う意味でも大事かなと思います。

委員 昨年1年間でもね、この日以外を記録も写真もとっているのですけども。先ほど言いましたように、こちらとしても進入路の造成工事で伴う濁り水だと思っておりました。だから、写真は何回か、最近ずっと撮っておりました、それは凄い濁り水だった。

だから当然今日初めて進入路を走りましたが、やはり山肌が見えていますし、赤土の山肌ですからこれならば出るなど、それに調整池が貧弱で、布団籠の延長のような、濁り水防止の三原地区のずっと上流のところにある、だからあれでは止めきれないな、と今まで思っていた感じだったのですけど。ただこれは4回のうちの1回だけですけど、昨年11月の日に大雨のとか夕立の時には、毎回濁り水が出ております。この今年は出てないですけど。年末までの一時的な雨のときにはいつも濁り水が出ている。それは光都土木の方にも言っていますけども。

委員長 今後もう少し考慮していただいて住民の人に来てもらうというのは大事だし、気を付けて一度調べてみてください。

委員 聞いてもらうだけで結構でしたので、勿論ほかの原因も探ってみます。

委員長 と言うことで、それ以外何かございますか？

委員 私も連絡さえ貰えれば水質調査に立ち会っても良いですよ。

委員 私も自分の所に関する問題ならば、出来るだけ立会いたいと思います。私がダメなら他の自治会の役員さんでも、ほかの住民の方でも勿論出ると思いますよ。

委員長 ご迷惑はかけるとはと思いますが、よろしくをお願いします。

委員 いやそうではなくて、この委員会の目的が環境を保全という目的なので、ご協力じゃなくて、これらはもう私たちは委員を引き受けた以上、責任というか義務のようなものなので。委員長は委員長の義務を果たしていただきたい。

委員長 そうですね。

委員 私これ思いますのが、もう実際に稼動するまで2年しかないのですよ。で20年から4回やっていますけど、3月の期末に、申し上げにくいのですが、とって付けたみたいに委員会を開いて、そんなのもう間に合わないのではないかと。私たちの思いを言えば、もう少し委員会も年に一回じゃなくて、何とかしてもらって福島のこともあるのですが、危機管理マニュアルのこととかも・・・。

検討項目として大気汚染の項目が除外されているのですね。直線距離にして4.1kmだからという言い方なのですが。ただ、私にはそこにはいろんな問題があって、そのひとつがやっぱり山の上で作ることが問題だと思うのですね。それで大気汚染の項目の中に、ここの調査を入れてくれということとを昨年も今年も説明会があるたびに事務局長さんには申し入れているのですが。

たとえば、勿論近いところ1km圏内の6集落に大気汚染の項目が必要というのは当たり前なのですが、私の所は4.1kmでも焼却灰とか飛灰の運送車が集中する所なのです。ガス化溶融炉からストーカ炉に変わったものですから、前は市町村が自分たちで持ち帰るということが、全部一括して高速道路で持っていくと、集中するということもあって、自分たちの地域の環境を守りたいということもあるのですが。

とりあえず、大気汚染の項目を入れてもらいたい、それをこの委員会の検討項目にしてほしい。事務局長さんには再三要望しているのですが。

委員長 私は保全委員会の性格はですね、これが建って動き出したときに、条件設定していますが、それが完全に守られているか、その通りになっているかが、多分今後の大きな問題になってくると思います。だから日本の場合には認可制度ですからね、このリミットを越さなかったら大丈夫という認可でやっているやり方ですから。今度の原子力もそうですけどね、確率でやっているわけではないのですよ。何百年、何千年に一回起こるかどうかを基準にした設計では無いです。ですからそこがアメリカと日本の大きな違いなのですが、だから一応今は日本の法基準に則って、それをクリアしていれば大丈夫というような形で動いているわけですから、そこをどうするかというのは、今後の日本の大きな問題になると思いますけど、それは別個に置いて。事務局がどのように考えているか私は100%分かりませんが、そういう基準とかなんとか言うものはすでに出来上がって、それで動いていると、それを安全委員会に出しても、それが出てくるだけ、だからそれをもっと厳しくしろ、言うのは別個の話で、今この保全委員会ではちょっと出来る話ではないかも分からない。

委員 ただここは環境保全をするという意味で危機管理マニュアルというものを作るわけですね。コンサルタントが作るのですか？ だけどそれは稼動する前に提示してもらわなきゃいけないですよね。それに対して、この委員会が提言したり助言したりアドバイスをすることは可能なわけですよね。

委員長 安全、保全に関する管理マニュアル。

委員 それは当然ですよ、危機管理マニュアルというのがあるわけですよね？

それに対して、例えば、大気調査を稼動前にしてもらわないと、稼動後との違いが分からない。

水質でもなんでもそうだと思うのですが、稼動前に、そんなに濁ってない水だ、土壌は大丈夫だ、というのがあって、稼動後も変わらないじゃないかということが比較できる訳ですよ。

何もしないで稼動した後に調べてみたらその原因が何なのかっていうのがわからないから、稼動する前に準備しなければいけない環境保全があるわけですよ、そして準備する前には危機管理マニュアル、安全マニュアルを当然作るべきものですよ？これは義務付けられているのではないのですか？

他のところでもそういう風になっているとお話をお聞きしたのですけど？

こういう焼却場とかがあったら、危機管理とか安全管理マニュアルのようなものがあるわけですよ？そこに対して環境項目が入ってきて保全委員会が事後の環境を監視するというのがこの委員会の目的ですよ？

委員長 それは間違いありません。

委員 それは稼動した後も続くわけですよ？稼動したからこれはいりません、ということはやめてほしい。それの方が大事になるわけですよ。

委員長 そうですね。

委員 今はまだ予備段階ですからね、だからしっかり事後調査をするためには、しておかなければならない事の一つだと思います。

事務局 今言われているのは、環境アセスのためにそれぞれ4地点なりで大気汚染調査をやりましたよね、平成15年か16年当時に、それでこの辺の環境予測をさせていただいているのですけど。

今、委員さんがおっしゃっているのは、この光都地区で大気汚染の調査をやってください。ということをおっしゃっています。近くの三原、ここで言うと光都からだと三原が一番近いけど、それだけでは私達は納得し難いと言われている。

委員 だからここに住んでいる現況の調査をしてください。

事務局 説明会で言われているのはその事です。絶対しなければならないという義務的なものではありませんが、住民の安心を得るために、できる範囲で対応させてもらうよう考えていくということで管理者と協議しています。予算的なこともありますので、今日のところはご理解願いたい。

委員 今度の福島のもそうなのですが、ご存知がどうか分かりませんが、ここ何年か5、6年になりますけど、この地域には自然災害が凄いです。佐用のゲリラ豪雨とか、あのようなことで8人が大怪我したりとか20人が亡くなったりとか、宍粟も佐用もそうだけど、風倒木とか、上郡もそうですけど、テクノが開発して裸山になって、その水が上郡・鞍居の方に下って行って、合流して床上浸水になった、だからその金出地ダムが当初の目的とは違って、住民への安全ということで進められているのですよ。最初はこここのところの産業用の、この町2万5千人の中からそれだけのダムが必要だったという話だったのだけれど、それが変わってしまったんですよ。住民の方々のための山を裸山になって、半分土砂崩れ状態じゃなくて、崖っぷちみたいになっている。だからそこにダムを作るという話ですよ？違いますか？

そう言う事がありまして、こここのところの何年間この地域非常に自然災害が大きいんです。それに人災が加わって死亡事故とか大きな事故になっているんですよ。そういうことが実際にあるものですから。

委員長が最初におっしゃったように、何でも事が大きくなる前に小さいことから何でもやっておけば少ない予算で終わるのだけど、何か大きくなったらそんなのじゃすまないじゃないですか？

やっぱり、6集落に近いところが安全。4km離れた私たちの所でも大丈夫だっていう安全を買いたいのですよ。さっきおっしゃった安全で安心だっていうことです。

事務局 だからその部分は前向きに検討します。

委員長 委員の意見も良く分かります。

委員 それと、この年に一回というのはあまりにも少なすぎると思います。

委員長 それは今後増やしてもらおうということで。

委員 いやもう2年間のリミットです。

委員長 わかりました。委員が言うのは良くわかりました。複合汚染と言う事は実際にありうることです。

委員 いや実際に起きているのです。

委員長 そういう心配があるから、じゃこういう焼却場ができるということで、穴を掘ったり、建屋を建てたり、木を切ったりすることによって起こることもあるとか、それから実際に風の流れがどうか分からんから、ということもあるから、出来る限りそういうことを含めて、考えて欲しいということ。

というのは、特に今日の時点では日本ではそういうことに厳しくなってきたから、分からないことも無い。

だから事務局の方もそういう気持ちを持ってもらって、やってほしい。今の事務局長の話では、前向きの声がありましたのでそういう形で進めてもらいます。

委員 予算が無いのは分かりますけど、やっぱり安全のために予算を少し割いていただかないと。少ないところの住民はたまったものではないですか。

事務局 安心を得たいという要望が、他からもたくさんあれば全部対応できるのかという心配するわけです。だからそういうこともあるので、十分に検討したうえで管理者と検討をさせていただいているので今日のところは一つご理解をお願いしたい。

委員 それはよろしくをお願いします。

委員長 やはりこの震災時に国民の気持ちに大きな変化が起きていると思いますので、やはりそういうことも含めて、なるべくそういう事にならないようにする。

そういう時代の流れになったのかもしれないので、事務局の方もそういう気持ちでよろしく願いしたと思います。

事務局 はい。

委員 それともう一点、委員長にお願いしたいのですが、安全マニュアルですか？危機管理マニュアル、いろんなマニュアルが作られると思うのですが・・・。

委員長 そうですね、そのマニュアルが今のところちょっと理解できないので事務局と相談させてもらってもいいですかね？

委員 勿論お願いします。

委員長 相談させてもらって形としている事であれば、やっぱりちゃんと作らないといけませんし。

委員 委員会を年の一回の期末にとって付けたみたいにするということについて。

事務局 そのことについて言わせてください。

委員長 はいどうぞ。

事務局 今年度 22 年度は実際、工事の予定がありませんでした。しかし、おかげ様で建築確認申請の方も予定より早く許可が下りましたので、少しでも早く開始して後からバタバタしないようにということで、3月から工事を実施しております。

3月から工事を始めるとすると、どうしても環境影響調査の方の騒音振動調査を3月に行うことになりますので、時間的にどうしてもこの時期の開催になったということです。

それと、23年度以降は当然4月から工事に入っていきますので、水質調査についても、3ヶ月ごとに4回というスタンスになっているのですが、もう少し早くやるべきという意見がありますので雨の状況等を見ながら、できれば後の一回分(4回目分)ぐらいは翌年度送りでお許しいただけるのなら、もう少し環境保全委員会も早く開催できるのではないかと思います。

言い訳になりますが、2月3月になると年度末議会(3月議会)が開催されますので、3月の末か2月の初旬の開催になります。

委員 3月といえば皆さんの忙しいと思いますけどもうちょっと、秋とかに・・・。

事務局 それで良い、ということであれば、報告が途中になってしまうのです。

委員 じゃあ一回じゃなくてせめて二回ぐらいはやって貰いたいと思います。

委員長 本当はこういう委員会は事が起こった時にすぐ開く話になるのだろうけど。あるいは開きたくない委員会なのです。だけでも全自治体の方も出られてこられてこれが本委員会ですよ。

それ以外にどうしてもこまめに動きたいというような場合には、中に小さな委員会を作っても良いです。たとえば、住民だけで一度意見を聞く会みたいなもので、その意見を本委員会に出すとかいう事をやっても良いのではないかと。

こまめに開催するような事も考えて見ましょうか。

委員 というのもやっぱりこの地域にはこの地域の事情っていうものがあるわけですよ。

今までは、原発だとかごみ処理場が川の河口とかに作られたらそれだけの事象が起きてくるわけですが、ここは山の上で作って、またこの土地の特殊な事情とか地形とか気象条件とかいろいろな条件が有るわけですね。そういうことあまりわかっていない私が言ったら厚かましいかと思いますが、ハッキリ言って、事務局もあまり理解していないように思います。

だから、安全、危機管理マニュアルが出来たら委員長さんをはじめ皆さんにきちんと検討してもらって、これなら大丈夫だね、というところで出来るだけ改良を重ねていくのだろうけど、事務局は大変かもしれないけど、やっぱり若い補佐の方たちも大勢いるので、皆さんと一緒に頑張ってください。

委員長 委員会としてそういうものを準備していくかどうかというのは、やっぱり事務局は相談してください。

委員 ぜひお願いします。

委員長 これは委員会決定という格好でやって行きたい、私がOKを出すわけにもいけないので一回検討をして、安全マニュアルとかいうのは実際には有るので・・・。

そういう委員の意見は大事ですので丁重にお聞きしたいと思います。

それでは、今のようにして一度預かるという形で、資料などの作成については検討していくとことにしたいと思います。

それから3番目の熱回収施設・リサイクル施設建設工事についてということで、事務局お願いします。

(3) 熱回収施設・リサイクル施設建設工事について

事務局 はい。

お手元にパンフレットをつけています、熱回収施設・リサイクル施設の建設工事概要ということで。先ほど主要経緯の中でも説明がありましたけども、周辺集落の方には同じようなものを使って説明をさせていただいているので、同じような説明になるかと思えますけど。お許し願いたいと思います。

概略だけ簡単に説明させていただきますので、また後日見ていただければと思います。

表紙なのですが、これは一応鳥瞰図ということで入口付近の上から見たような角度でパースの絵でございます。手前に計量棟と屋外ストックヤード棟がございます、一番奥側に高い煙突があるのですが、ここが熱回収施設。次に手前がリサイクル棟、一番右側になりますがこれが管理棟です。イメージとしてはこういうものが出来るということで見ていただければと思います。

そして開いていただいて、熱回収施設・リサイクル施設のあらましについて、まず施設の概要ですが、工事につきましては熱回収施設・リサイクル施設建設工事ということです。建設場所は佐用町三ツ尾字八町 483 番 8 外です。

設備の概要につきましては、熱回収施設が 89 t/日で 44.5 t の 24 時間の稼動で 2 炉を建設予定でございます。そして全連続燃焼式ストーカ炉ということになっております。

発電能力ですけども、870 キロワット、蒸気タービン発電を行います。

リサイクル施設につきましては、25t/5h ということでございます。

処理対象物につきましては、記載の通りでございます。

工期につきましては、平成 22 年 3 月 31 日から平成 25 年 3 月 15 日を予定しております。

その下に熱回収施設、リサイクル施設の概要を記載してありますが、見ていただきまして。

熱回収施設につきましては、エネルギーの有効活用を図るということで、ごみ焼却熱エネルギーを発電に利用することによりエネルギーの有効活用を図ることとしています。

それから、これも環境の関係になるのですが、有害物質に関してはより一層の安全対策を講じます。焼却管理と温度管理等の適正化対策やろ過式集じん装置等により、排ガス中のダイオキシン類をより一層削減します。また、排ガス中の硫黄酸化物、塩化水素及び窒素酸化物等は、有毒ガス除去装置、脱硝反応塔などの公害防止設備で除去していくよう安全対策を講じております。

その右のページにいきまして、工事工程表ということでございますけど、全体工事としまして。

平成 22 年度につきましては、熱回収施設及びリサイクル施設の基本設計業務、それから機器等の詳細設計、機器の調達、製作業務等を主に行いました。詳細設計につきましては 23 年度の 9 月頃まで、機器の調達等につきましては 23 年の末頃まで実施する予定でございます。

土木建築に関しましては、熱回収施設の土工事が平成 23 年の 3 月から始まりまして、24 年の 12 月まで、リサイクル施設につきましては、23 年の 9 月頃から 24 年の 10 月頃までです。管理棟・工房棟につきましては 23 年の 10 月から 24 年にかけて、車庫棟・ストックヤード棟につきましてはご覧の通りでございます。

プラント機械の工事につきましては、熱回収施設については 23 年の 12 月頃から 24 年の 10 月頃まで行いまして、その後、空焚きと試運転等を 3 月 15 日まで行います。

リサイクル施設につきましては、24 年度にプラント工事に入りまして、10 月頃まで工事にかかりま

して、その後、1月の中頃から3月の中頃まで試運転、という工程で現在進めております。

それから、先ほど現場で見ていただいたと思うのですが、全体配置図をここに示していますのでご覧いただければと思います。

見開いていただきますと、それぞれ熱回収施設の流れやリサイクル施設の流れとかを図式化したものがございまして、またご覧頂きたいと思います。

それと一点この中に、排ガス基準値ということで、維持管理基準値というのを設けております。これは法律で決められているよりも非常に規制値を厳しくしておりますが、組合独自の維持管理基準値ということで環境等に配慮しておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

以上でざっとした説明になりましたけどこれで終わらせていただきます。

委員長 どうもありがとうございました。

これは焼却炉とリサイクル施設の話なのですが。保全の立場から見て何かありますか。

助燃の燃料は何ですか？

事務局 灯油です。

委員長 何かほかにありませんか？

保全委員会としてはこの設備でこれから出てくるものが基準以下の値であるということが一番の問題にあるわけですし、現段階では、こうなりますね、はいなりますね、と言うしかないですね。今日の話では。

何かございますか？

この炉では問題が起こるような事はありますか？という質問はおかしいですけどね。

日立造船さんどうですか？

日立 十分な実績のある設備を建設させていただきますので、問題ないと判断しております。

委員 この近くでどこにありますか？

日立 兵庫県の尼崎です。

委員 もし近くで見学をするのなら。

日立 もっと近くですか。では無いと思います。小さな設備はあると思いますけど。

事務局 説明会に行かせていただいた時に実績表をお渡ししたので、その資料で勘弁してください。

委員 だから、あの時に兵庫県にこんなにたくさんあるのに、私たちが見学に行ったのは、近かったせいもあるのでしょうか、ガス化溶融炉ばかりでしたね。

事務局 すいません。

委員長 ストーカ炉が完全に出来上がった時に、現段階ではね。

私が今日、口ごもっているのはやっぱり原子炉問題が私の頭の中に残っているからで、あれがなかったらもうストーカ炉がいいです、と一言で終わります。

だから今言えないですけど、私の気持ちとしては、「絶対」はありえなかったなということだけで、ですから日立造船さんは、わたしが言うわけではないですけど、ちゃんとした信頼できる会社ですし、今までも実績は山ほどあるわけで、ストーカ炉としては。

こんなに小さい炉の実績があるかどうか分からないぐらいの話なのですが、大きい炉はあることはあるわけです。ですから小さい場合に、逆にいろいろな問題点が起こるかもしれない、そう言うくら

いの事が心配になるくらいで、それにこれだけ小さいのに発電するというのは本当にしんどい話ですて・・・。

だからその時に無理やりに熱を取って、何か問題が起きないように、我々保全委員会の方はよく見て、考えていくということだろうと思います。

多分、業者の方は苦労して作っていくわけだと思います。

ということでよろしくをお願いします。

それでは4番目、熱回収施設・リサイクル施設建設工事元方安全衛生管理についてですが、日立造船さんをお願いします。

(4) 熱回収施設・リサイクル施設建設工事元方安全衛生管理について

日立 はい、それでは建設工事の元方安全衛生管理実施計画、資料3について説明させていただきます。

まず資料3の表紙をめくっていただきまして、計画の概要ですが、目的としましては、本実施計画書は、同一工事区域内における異なる工事関係者の安全衛生を確保するため、安全衛生協議会を設置運営し、労働災害を防止するための実施計画書であります。

以下工事名称、工事概要につきましては、先ほど組合からご説明いただいたと思いますので、こちらでは割愛させていただきます。

次のページ、2ページをめくっていただきまして、2の元方安全衛生管理方針としまして、まず目標として、重大災害の根絶、それから休業災害ゼロ、環境保護トラブルゼロを目標に挙げております。

推進スローガンとしましては、安全をすべてに優先させ、みんなが安全で快適に働ける活気みなぎる職場の実現をめざす、をスローガンに挙げております。

以下重点管理項目としまして、以下の3ページにわたって表にしております。かなり量がありますので、特に重点的なものを挙げさせていただきたいと思います。

まず一点目安全管理について、1、の作業前危険予知活動の充実と重大危険の排除、としましてはチェック項目として、取り決め事項の周知・徹底、また具体的指示と作業内容の理解度の確認ということをチェック項目に挙げております。具体的実施対策等につきましては右の欄に記載しております。また後ほどご覧頂きたいと思います。

2、の行動と設備を考えた危険予知の徹底におきまして、1)の先行措置の実施、2)の総合注意の習慣化をあげております。

3、各層管理監督者の指導力強化と新規入場者教育の充実としまして、6点ほど挙げておりますけど、ここでの重点管理としまして、5)の就業パトロールの確実な実行と挙げております。

4、のストップ・ザ墜落運動の徹底(レッドゾーン管理の徹底)としまして、チェック項目としましては、2)の安全対策の先行設置、また5)の取り外し許可と即時復旧を挙げております。

5、挟まれ・巻き込まれ災害の防止としましては、2)の作業員の退避と作業終了の確認及び報告を挙げております。

6、飛来・落下災害の防止につきましては、2)の落下物の回収の徹底、4)の立ち入り禁止処置と監視人の配置を挙げております。

7、重機・玉掛け災害の防止としましては、2)の使用前点検表の実施及び確認、6)の第3者災害

の防止、11)のワイヤーへの手触れの禁止を挙げております。

8、火気災害の防止につきましては、1)の可燃物の排除の徹底を挙げております。

9、交通事故及び災害の防止につきましては、1)の安全運転の厳守、3)の通勤車両と経路の確認、5)の構内交通規制、これを重点項目に挙げております。

10、第3者災害の防止としましては、1)の管理区域の明確化を挙げております。

次の4ページをご覧くださいまして、11、試運転災害の防止につきましては、2)の立入禁止区画の処理、3)の徹底した禁止札の取り扱いを挙げております。

12、有害な作業の改善と健康確保の推進としまして、2)活気ある職場の実現をチェック項目に挙げております。

それから大きな2番の環境管理としまして、1.電気の消費を低減する、これは節電の励行を挙げております。

2.排気・CO2 ガス等を低減する、については環境負荷の節減を挙げております。

3.建設廃棄物の分別・排出の促進と適正処分をする、これは分別収集の推進と最終処分場の確認としております。

4.現場への梱包材持ち込み抑制を促進、これは現場への産廃持込みの削減を挙げております。

5.重機・工事機械等の騒音・振動を低減するにつきましては、騒音・振動の低減、具体的なことについては後ほどご覧ください。

6.粉塵の飛散拡散を防止するにつきましては、近隣への配慮としております。内容は後ほどご覧ください。

それからその下、大きな3の衛生管理としましては、1.作業環境を整備・保持するこれにつきまして、具体例を右に挙げております。後ほどご覧いただきたく思います。

次めくっていただきまして、5ページ目になります。3の安全衛生協議会の設置と運営とあります。

まず3.1、安全衛生協議会の設置とありまして、

(1)安全衛生協議会名称は、にしはりま熱回収施設・リサイクル施設建設工事安全衛生協議会、としております。

(2)安全衛生協議会の構成員は、元方安全衛生責任者、安全衛生専任者、各社安全衛生責任者及び、必要に応じて各社安全衛生指導員としております。

3.2安全衛生協議会の運営としまして、

(1)安全衛生協議会は元方安全衛生責任者が主催します。

(2)安全衛生協議会は次の要領で開催します。まず定例会議としまして、毎月1回、最終の木曜日の開催とし、開催場所は現場事務所会議室で行います。

次に工程調整会議としまして、日例会議としましては、毎日1回11時30分から12時としております。

週例会議につきましては、毎月第2、第4火曜日13時からとしております。

同様に、月例会議につきましては、毎月第4火曜日、週例会議と合わせて昼から開催、としております。また開催場所につきましては現場事務所会議室でおこないます。

パトロールにつきましては、まず日例パトロールにつきましては毎日2回休憩時間を除く不定期に実施し

ております。

週例パトロールにつきまして、毎週1回水曜日としております。

月例パトロールにつきましては、毎月1回最終の水曜日としております。

それから続いて、次の6ページ目には、緊急時の連絡としまして、災害事故発生時の緊急連絡系統を記載させていただいております。また後ほどご覧頂きたいと思っております。

続いて、次のページめくっていただいて、7ページ目、その他としまして、建設現場において、特にこちらで実施している項目について挙げさせていただいております。まず1点目、工場敷地内の排水について(1)事務所等から出る生活排水については、グリストラップを経由し、油分等を除去後、アルカリ中和装置にて、規定のPH値に処理し、側溝に放流しております。

(2)雨水については、基本的に直接放流とするが、地下・基礎の掘削施工時には、コンクリート構築物廻りに溜まった水は、アルカリ分を含む可能性があるため、アルカリ中和装置にて規定のPH値に処理し、側溝に放流する。これは添付-1としまして、次をめぐっていただきますと、8ページ目に排水計画図をA3の用紙に添付しております。こちらで、まず右の上の方、と書いております、仮設事務所の生活排水の排水装置を設置させていただいております。

それから、下の段です。左右に・とあります。こちらは工事場所の雨水排水設備としております。こちらの詳細につきまして、次の9ページにございます。生活排水の概略フローをこちらに記載させていただいております。まず右の事務所からの排水がございまして、こちらから自然勾配にてグリストラップに入ります。グリストラップからPH原水槽にいったん入りまして、こちらでポンプアップして、アルカリ中和装置を介して、施設の外周にあります側溝に放流とさせていただきます。こちらで、まず右の上の方、と書いております、仮設事務所の生活排水の排水装置を設置させていただいております。

それから次の10ページめくっていただきますと、こちらでもA4で記載させていただいております。こちら順序が逆になっておりますけれども、こちらは左から掘削の釜場から水中ポンプにてポンプアップしPH原水槽、こちらは約10m³ございます。こちらの水槽にいったん貯水し、こちらからポンプにてアルカリ中和装置を介しまして、側溝へと放流する流れとなっております。排水については以上です。

また7ページに戻りまして、2点目工事用車両の敷地内からの退場につきまして、現場でもご説明させていただいたと思うのですが、(1)の工事用車両の敷地内からの退場につきましては、タイヤなどに付着した泥などを敷地入口付近に設置したタイヤ洗浄器等にて洗浄したのち退場することとしております。場外の道路を汚さないよう配慮しております。これは添付-2の資料にございます。11ページこちらにめぐっていただきますと、まず上段に全体配置図の略図を記載しております。赤い四角枠が左上に書いております。こちらに洗車機を設置させていただいております。洗車機の外観図は下の段の写真となっております。アスファルトに埋め込まれたこちらが洗車機となっております。こちらに車両が乗ると自動でタイヤを洗浄する装置となっております。

また右手、青色の小さなタイヤが付いています、四角い機械がございまして、こちら噴射装置となっております。特に取れなかった泥等をこちらで再度洗い流して対応するという流れとなっております。工事用車両の敷地内からの退場は以上となっております。

また7ページ戻っていただきまして、3点目です。工事関係車両(通勤車両)についてとあります。工事関係車両については、当工事関係車両であることの標識(添付-3)を車両フロントガラス内部に表示しております。

これは、12 ページにめくっていただきますと、このような標識を通勤車両のフロントガラスの内側に表示させていただいております。これで関係車両であることが示される証しとなっております。

運搬車両等につきましては、随時となりますのでこれは表示しておりませんが、通勤車両にすべてに表示はさせていただいております。

以上簡単ではありますが、安全衛生管理実施計画としましての説明を終わらせていただきます。

委員長 ありがとうございました。

何かご不明な点とかございましたらどうぞ。

委員 あの、すみません

委員長 はい、どうぞ

委員 大型のトラックなどにはゼッケンは付けないのですか？

日立 ゼッケンは特に付けていません。

委員 今までの工事車両についてはどういう対応されましたか。

日立 何度か頻繁に出入りする車両につきましては、つけさせていただきます。大型車についても、とくに生コン車ですとか、ただし、資材の搬入ですとか、機材の搬入などその時だけという車両につきましては、申し訳ありません割愛させていただきたいと思います。

事務局 はい（挙手）

委員長 はい、どうぞ

事務局 先ほど日立造船の方で安全衛生管理について、工事施工者独自の自主委員会ということで説明をさせていただきました。

これにつきましては、過去の環境保全委員会ですといったものが作られるのではないかと、ということと合わせて、地元が入った、委員会を設置という話が出ていたかと思えます。

先ほども言いましたように、今回については、請負業者の自主委員会。当然それに関連する業者も全部入っていますので、それで網羅されるのではないかと。ただ委員会で言われた住民が入って、ということについては、今回については、自主委員会にお任せして地元からの要望だとか、こういった工事車両で問題はあると、というようなことにつきましては、申し訳ありませんけれども、事務局の方へ連絡していただいて、事務局からその委員会の方へ連絡させていただくということで、今回は当分そういった組織構成でお願いしたいと思えますのでよろしく申し上げます。

委員長 ということでは何かそれで不備があるようでしたらまた考えたらいいということですね。

事務局 はい。

それからもう一点よろしいでしょうか。

委員長 どうぞ

事務局 過去の委員会で言われた部分で、今日まで対応出来ていなかった事について、この際報告をさせていただきたいと思えます。

当委員会の会議録の公表についてお話がございました。これについては、遅くなり迷惑をかけましたけれども、現在、組合のホームページで環境保全委員会の会議録を見ていただけるよう整備しましたので報告させていただきます。

それからもう1点は施設の全体配置計画はいつごろ分かるのか、というお話がございました。これに

については当時建築確認許可後ということでお話をさせていただいておりましたので、本日説明したことで、ご理解を頂きたいと思います。

それから、ガードマンの配置についても意見が出ていたかと思いますが、これも当時請負業者が決定してないことから回答できませんでした。この件は今日もご覧頂いたかと思いますが、ガードマンの配置については施設の進入道路の入口に配置しております。進入道路を工事関係者及び工事車両の進入路としますので、その入口にガードマンを配置する、これを基本とさせていただきたい。

ただ、後ほど説明させていただきますが、災害復旧工事の関連もございませぬ。重複する部分は、施設の敷地のゲートの入口にガードマンの配置をするという対応をさせていただきたい、それで進入道路がどうしても工事等の絡みで通行できない場合は、三ツ尾の仮設道路の入口から進入をさせていただきたい、その時には三ツ尾の入口（ブドウ集荷場）にガードマンを配置させていただく予定で、日立造船とも調整をしておりますのでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

委員長 という連絡事項ですね。

委員 ちょっとよろしいですか？

委員長 はい、どうぞ。

委員 この安全衛生管理実施計画で2点ほどお尋ねしたいのですが、1点目は今の話でもありましたように後のその他でもあります、残土処分の工事車両がどんどん入っていきます。そういう関係はむしろその期間の方が1年長く通行出来るような状況ですね、そういうなかで、この本工事の道路通行なり工事等の兼ね合いをどのような協力体制をとっているのか、というような事を安全衛生管理実施計画書の中に書いてほしいと思います。

それから通行する場合にどちらが優先とかあるのかどうか分かりませんが、そういうこともあれば教えてもらいたい。

それからもう2点目は、先ほど局長の方から話がありましたように。三原の集落内を通過して三ツ尾を通過して仮設道路の方への通行が工事期間中どの程度あるのか、基本的には進入道路を基本じゃないかなという推察をしているのですが、その辺今の考えとしてどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

委員長 ということなのですが。協力体制については日立造船さんの方に聞いたらいいたいのですか？

事務局 はい（挙手） 協力体制については、当然組合も間に入り、復旧工事の内容もお聞きし、それから日立さんの工事工程なども週間工程で把握していきますので協力体制等はとっていきたい。

県の方もいつまで残土を搬入するとか、今回の堰堤の工事につきましては、そういった連絡がありますので、当然そういった調整をしていきたい。ただ工事施工上、どうしても進入道路が通行できない場合に限り、ご迷惑をおかけしますが三ツ尾の仮設道路か利用させていただきたい。

このような基本的な姿勢でありますのでご理解をお願いしたいと思います。

委員長 道路に優先権が有るとか無いというご質問がありましたよね？

事務局 はい、一応組合の方が主体となって設置していますので、基本的には組合に優先権があると思います。

といいますのは、今はまだ認定道路ではございませぬので、組合の管理道路です。お互い行政間のことですので、どうしても日立造船の通勤車両や工事車両が通行できない日もあると思いますがそういった時は当然組合が中心になって、県の方にもお願いしながら調整し、どうしても無理な場合は優先させ

たいと思います。

委員長 それと仮設道路に対して何か、進入道路への回数がどれくらいか？とかいう話なのですがね。

事務局 はい、基本的には7mの進入道路を使用します。久保の排水池と組合へ入っていく仮設道路の分岐の地点で今、A型バリケードを置いて通行止めをしています。復旧工事との関係で日立造船さんには迷惑かけますけど、一時的に仮設道路を使用する場合もあると思われます。

委員長 結構ですか？

委員 はい。また本格的に工事が始まって、たとえば何日間も通るようなことがあれば連絡してください。

事務局 はい、そのときは連絡させていただきます。

委員長 それ以外には何かありますか？まあメーカーさんと事業者さんが安全に上手く地域住民と一緒にやっていただければ。事務局は大変でしょうけどよろしくお願いします。

それではその他なのですが、災害復旧工事についてということで資料4、説明おねがいします。

その他(1) 災害復旧工事について

事務局 はい、それではお手元資料の4番の方をご覧くださいと思います。

災害復旧事業、枇杷ノ谷残土処分地整備事業についてということで、当施設建設の下流域になっております。枇杷ノ谷流域におきまして、現在兵庫県こちらで言いますところの光都土木事務所さんが主体となりまして現在災害復旧事業が実施されております。

まず、経緯についてですが、ご存知のように平成21年台風9号で発生した豪雨により、千種川、佐用川の流域を中心に甚大な被害を受けております。

この災害を受け、兵庫県では千種川水系の本川、支川をあわせて約55kmの区間において河川の流下能力の向上を図るため、平成21年度から平成25年度の5年間で緊急河道対策を実施しています。

しかしながら、砂防工事等の他の災害対策事業も含めると約500万 m^3 の残土が発生する見込みであり、事業の円滑な執行のためには新たな処分地の確保が必要となります。

そこで、県では運搬車両による交通渋滞等への影響を軽減する観点から5箇所に分散して処分地を確保することとし、その処分地のひとつとして、兵庫県が播磨科学公園都市予定地として用地取得済である枇杷ノ谷地区に、造成工事の先行盛土として河川工事残土を搬入する予定で現在進められております。

工事の概要につきまして、まず、枇杷ノ谷残土処分地調整池整備工事ということで盛土工事を行う前の防災施設として、昨年末から調整池の工事ならびに残土を搬入するための工事用道路の整備が現在実施されております。右側に工事の番号を付けた地図を添付しておりますので一緒にご覧頂きたいと思えます。

2番目としまして、枇杷ノ谷残土処分地水路設置工事ということで、盛土工事を行うにあたりまして、流域の雨水排水路の整備ということで、今回当組合で設置しております進入道路沿いに大型水路の設置ならびに、残土の搬入につきまして大型車両で運搬されて来ますので、進入道路につきまして入口の部分から約1km程度の区間におきまして舗装工事が実施されます。

次に3番目としまして、残土処分地進入路道路工事ということで、これは県道上郡末広線の整備工事が実施されております。残土運搬の車両の対策としまして、県道部分と町道部分の三叉路の交差点部分

におきまして右折レーン等の整備が今年の1月から実施されております。

次に4番目としまして、残土処分地進入路道路工事ということで進入道路付近を町道大畑線におきまして、先ほど3番目と同様に残土運搬の車両の対策としまして、道路の縦断を約1m程度切り下げる工事が実施されます。

最後に5番目としましては、枇杷ノ谷残土処分地盛土工事ということで、今年の11月頃から進入道路を使いまして、残土の搬入が始まりまして、平成26年3月末完了予定で現在計画されております。以上で当施設建設の下流域周辺で実施および計画されております災害復旧工事についての報告を終わらせていただきますが、最後に添付しております資料が全体の緊急対策事業ということで兵庫県が作成されておりますパンフレットを添付しておりますので、また後ほどご覧になっていただきたいと思っております。

委員長 ありがとうございます。その他なのですが、保全委員会としてはどのような立場で対応したら良いのですか？

事務局 これは報告です。先ほども委員さんからお話があったように、復旧工事の関係で濁水いくらか出ていることもありますので、こういう状況を把握していただくということで、合わせて報告させていただいたということです。

委員 はい、よろしいですか。

委員長 はい、どうぞ。

委員 とすると、今年度実施されて、また来年度実施する水質調査の地点との関係で、調査地点をはたしてこのままで良いのかな、補完する地点を追加したりする必要があるのではないかと思うのですがどうかお考えはありますか？

事務局 実のところ、私どももこの22年度でどうしようか、と迷っていたのですが、やはり組合の調整池から次の県の調整池までが同じ八町川でどこを抜いてとか新たに入れてとかが、はたして出来るのか、というような事で、同地点で今のところはやらざるをえないという結論に至っております。

委員 ですから、資料4の地図がありますけど、調査結果報告書の10ページの地図と照らし合わせて、どこで今まで採水したのか、そして今回この処分場ができることによって大きく影響が出るのはどこか。あくまでこの水質調査というのは施設建設による影響、あるいは工事後の影響を見るためにやるわけですけども、こんな大きな処分場が出来ると、はたしてそのままで良いのか、というような問題が出てくると思います。あるいは結果の評価についても考慮しないといけない。本来この委員会で議論すべきだと思うのですが、いかかでしょうか。

委員長 確かに筋論から言えば、焼却場建設に関わる問題を検討するのがこの保全委員会です。こちらの事業は長い議論の上に、きちっと調査地点についても詰めてきたわけです。一方災害復旧事業は、後で急に出てきた話で、責任は県にあることとなります。ただ今の委員のご指摘は、今回の災害復旧事業が始まったことによって、どちらの事業が濁りの原因か判断する必要がある、というご指摘ですね。

委員 災害復旧ですからあまりきつい事を言えないのもありますが、調整池はきちっとやって欲しいと県にも話はしました。

それともう一つは、当自治会の方でダムの汚泥・水質検査をずっとやっていますから、それとちょっと照合しようかなと思ったりしています。

だけど去年は濁りが多かった。今度盛土をしてまた濁りがひどくなるのではないかと心配しています。だから両方がきちっと協力してもらったらありがたいと思います。

委員長 これは県のどこの担当なのですか？

事務局 光都土木事務所河川復興室です。

委員長 予算が有る無しは別にして、話をするのは悪くはないと思いますが、こちらでも保全の立場でやってきた事と、立場上の違いがあっても出てくるものは一緒ですから。

事務局 県の方は今年度6月頃まではコンクリート堰堤の掘削、一部周囲の排水工事関係で掘削する部分があります。

基本的には次は盛土、うちのように山部分の切土ではありません。勝手な予測ですけど盛り土と掘削といたら違いますので、その点では少しは迷惑をかける部分が少なくなるかなと思います。

敷地の濁水は組合の調整池で止め、また盛土にかかる濁水は県の調整池で貯留されますので、組合の濁水は放流までに二重の貯留時間を要することとなると考えられますので濁度は緩和されるかなと思います。

委員 でも調整池を過ぎたらどっちが原因か分からないじゃないですか？

事務局 そうです、けども二重にかかってくという部分では、表現が悪いかもしれませんが、敷地からの排水はいくらか低減できる事になるのかなと思います。

委員 NO.1で数値が良くてNO.2で悪かったら県の方の責任になりますよね？

事務局 そうなりますけどね。ただ、委員さんが言われたように、進入道路から濁水がまったく出ていないとは言えない、レベルバンクまで種子吹き付けはやっていません。進入道路の谷から出てくる部分がいくらかありますので、原因がこれだとはっきり言い切れません。

委員長 委員会というのは筋論が大事なのでやはり筋論を言うと、保全委員会としては、今まで淡々と焼却場に関連する進入道路も含めて調査をしてきた。

そして今回これが入ってきた、そういうことで複合的な問題が起こる可能性があるということがでてきたわけですね。委員会の方はそういう事に対して県の方はどのようにされるかと、というような質問が出たということは委員会からちゃんと言っておくべきだと思います。

それで県の方はどのように判断するかは別の問題で、やっぱり立場をきちりしている方が良いと思います。委員会としての立場を。

何も言わないじゃなくて、委員会は委員会で淡々とやっております。「県の方との兼ね合いはどうするのですか？」という質問が出たということはちゃんと言ってほしいです。

委員 それと県の方は今年の秋までの10ヶ月間じゃないですか、すると年4回のうちの2回位しか数字比較できないでしょう？もうちょっと1回でも回数を増やしてほしい。もっと雨の多いときとか。

委員長 ですから、そういう意見も出ているのでちょっと検討しませんかね？事務局の方で、今すぐ返事できないでしょう。

事務局 一応、県とこういった工事についてそれぞれ担当課、河川復興室についてもそれぞれ工事現場は調整池の部分、それから、からの工事担当課が全部違っているのですけど。

そういうなかで、調整池の堰堤工事にかかる部分では、掘削時には組合と同じ日ではないのですけど水質調査をやるという計画がありました。それと、10月までにNO.1の工事部分については水質調査

を確か2回位は調査を実施する計画と思います。そういう調整は事前にさせていただいているのですけど。

同日にやるというような考え方で協議はしていません。

委員 でも日がずれたら比較しにくいですね？

事務局 そうですけど、なかなか・・・、雨を降らせるというわけにもいきませんし。

委員 たとえば、やり方を変えたら、こっちはこっちで全部やる、こっちはこっちで全部やれる、それが出来るのであればですよ。

やっぱりおっしゃられたように同じ日にやらないとデータの評価が非常に難しいので検討されてはどうですか？

やる以上は評価出来るデータがほしいです。

事務局 それは良くわかるのですが、先ほども言いましたように、雨の降る状況によって業者に連絡するので、業者を一括してしまえば可能なかもしれませんが、それぞれ別途発注でやっていますから、この日にやるのでこの時間帯にやってください、というのは無理かなという感じはしますけど。

委員長 現実はそれですけどね。言うたら筋論ですから、出来る限りやっていただきたい、委員会はそれしか言えない。委員会としては、

それで出来ないならしょうがないとなるかも分からない。

委員 住民主体の考えを基本にやってください！！

委員長 筋論というのは住民主体ということも一つの筋ですから。それから県の立場もあるだろうし、こちらの立場もあるだろうし、いろんな立場が今後出てきますし。それにみんな災害だから我慢しているところもあるだろうし、そのへんいっぱい絡んできますから事務局そこをいっぺん良く考えて、よろしくをお願いします。

よろしく申し上げますとしか言えない、だからそういう調整が出来れば良いなというだけのことです。100%出来ると約束出来ないが、だれども努力して欲しいと思います。

事務局 県と一度話しをしてみます。

委員長 これで全部終わった事になるのですが、今日は予定4時までですか？

事務局 一応目安として4時位を予定しています。

委員長 第1回の時も言いましたように、これは事務局と住民とがケンカする委員会ではないので、ようするに住民サイドで安全で暮らす事が出来るようになれば良い、という委員会なので。

正直にやっていけばいいと委員長としては思っております。今後もこういった大きな日本の災害も起こってきたわけですから、みなさんの意識もだんだん変わってきてもっともつきつくなってくる。ですからそういうところのお依頼も考えなければしょうがないと思います。

だから事務局もしんどいと思いますけど、ご協力お願いしたい。

事務局 こちらの終了予定を4時と委員長さんをお願いしていましたので。そういったことでまだまだ意見があるかと思えますけど。どうしても意見を言っておきたいということがあれば言っていただいて、もしなければ本日の環境保全委員会を閉会させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか？

そしたら委員長、いくつか課題等が出ましたけどどうまく整理をしていただきありがとうございます。

それでは皆さん年度末のお忙しいところ出席していただきありがとうございました。今日いただいた

意見等を参考にしながら今後この委員会の運営方法も考えながら進めさせていただきたいと思います。
それでは本日はどうもありがとうございました。

4時7分閉会